

社会福祉法人 広島県共同募金会

社会課題解決プロジェクト配分要領

広域テーマ募金の「社会課題解決プロジェクト」の参加団体に対する配分は、「広域テーマ募金実施要綱」第6条に基づき、本要領により行うものとする。

また、本要領は、広島県共同募金配分規程及び広島県共同募金配分先基準などに準拠する。

1. 配分目的

喫緊に解決しなければならない社会課題を解決する必要性を普及啓発すること及び参加団体の活動資金を支援できる環境を整備することを目指し、非営利活動団体と協働して「新しい支え合い」を実現させ、社会福祉が向上することを目的とする。

2. 配分対象事業

広域テーマ募金検討委員会により選考され、本会配分委員会に承認された事業を対象とする。なお、参加団体の事業活動対象が市町域に限定される場合には、当該市町社会福祉協議会に、事業内容の届け出が必要となる。

3. 配分方法

①使途選択募金

1月1日より3月31日までの3月間に入金された参加団体あての指定募金は、使途選択募金として、その全額を当該団体に配分する。

なお、参加団体あての指定募金は、本会が作成した参加団体用の募金用紙の郵便払込用紙を使用したもの及び本会への入金時に参加団体が特定できたものに限定する。

但し、4月1日以降に入金された参加団体あての指定募金は、通常共同募金として処理される。

②マッチングギフト

1月1日より3月31日までの3月間に入金された参加団体あての指定募金の金額に応じて、次のようなマッチングギフトを、上記①の指定募金の金額に加算して、当該団体に対し、共同募金配分金として交付する。

i) [指定募金額の100万円までの金額] × 30%

ii) [指定募金額の100万円を超えて1,000万円までの金額] × 20%

iii) [指定募金額の1,000万円を超えた金額] × 10%

但し、マッチングギフトは、参加団体の申請金額までを対象とする。

また、1件あたり50万円以上の指定募金は、マッチングギフトの対象とならない。

4. 配分金の交付時期

7月上旬

5. 配分についての報告

参加団体は、事業年度（翌年度）終了後1月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を、本会に提出しなければならない。

6. その他

- 参加団体は、当該事業が「赤い羽根共同募金」の配分金によるものであることを明示しなければならない。
- 参加団体が募金活動を行う際に、募金用紙と一緒に配布する資料等はすべて、本会の事前の承認を得なければならない。
- 参加団体は、本会が開催する運営会議等に必ず参加しなければならない。

本要領は、平成26年5月27日に決定し、同日施行する。

令和元年6月12日から施行する。

令和3年3月2日に一部改正し、同年4月1日から施行する。